

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年8月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600056号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2600009号

第1 結論

昭和56年*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年*月から昭和60年3月まで

私の母親は、私が20歳になった後すぐに私の国民年金加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納税組合の集金人に納付していたはずである。請求期間について、保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和56年*月頃に請求者の母親が請求者に係る国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続きを行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われるところ、国民年金被保険者台帳管理簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金番号「*」は、昭和60年10月頃に払い出され、当該払出時点において20歳到達まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと確認できることから、請求者が20歳になった後すぐに母親が請求者に係る国民年金加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納税組合の集金人に納付していたはずであるとの主張と符合しない。

また、上記払出時点では、請求期間のうち昭和56年*月分から昭和58年6月分までは、国民年金保険料の徴収権が時効により消滅しており、遡って保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるところ、請求期間当時、A市において国民年金加入手続きを行った者の氏名等が記載されている国民年金被保険者台帳管理簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらない上、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に上記以外の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、A市は、請求期間当時の請求者に係る国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨陳述していることから、請求者の国民年金の加入及び保険料納付の状況について確認することができない。

また、請求期間の国民年金保険料を納税組合の集金人に納付していたとする請求者の母親は、既に亡くなっており、請求者自身は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に関与していないことから、当時の具体的な状況は不明である。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。